管理職員等の範囲を定める規則

（平成元年11月24日
公平委員会規則第１号）

改正の沿革　平成２年公平委員会規則第１号、平成３年公平委員会規則第１号、
平成４年公平委員会規則第１号、平成５年公平委員会規則第１号、
平成７年公平委員会規則第１号、平成９年公平委員会規則第１号、
平成10年公平委員会規則第１号、平成10年公平委員会規則第２号、
平成11年公平委員会規則第１号、平成12年公平委員会規則第１号、
平成13年公平委員会規則第１号、平成14年公平委員会規則第１号、
平成15年公平委員会規則第１号、平成19年公平委員会規則第１号、
平成27年公平委員会規則第１号、平成28年公平委員会規則第１号、
平成29年公平委員会規則第１号、平成30年公平委員会規則第２号、
平成31年公平委員会規則第１号、令和２年公平委員会規則第１号、
令和３年公平委員会規則第１号、令和６年公平委員会規則第１号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第４項及び教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第21条の４第３項の規定に基づき、法第52条第３項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めるものとする。

（管理職員等の範囲）

第２条　十勝圏複合事務組合に勤務する職員のうち管理職員等は、別表左欄に掲げる機関について同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

附　則

この規則は、平成元年11月24日から施行する。

附　則（平成２年４月１日公平委員会規則第１号）

この規則は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年４月１日公平委員会規則第１号）

この規則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年４月１日公平委員会規則第１号）

この規則は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成５年４月１日公平委員会規則第１号）

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成７年４月１日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年４月１日公平委員会規則第１号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年４月１日公平委員会規則第２号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成10年７月７日公平委員会規則第１号）

この規則は、平成10年７月７日から施行する。

附　則（平成11年４月１日公平委員会規則第１号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年４月26日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年５月２日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成14年７月22日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成15年４月16日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成19年４月23日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成27年４月28日公平委員会規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、平成27年５月１日から施行する。

（経過措置）

２　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第２条第１項の場合においては、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則（別表教育委員会の事務部局の部事務局の項中「教育長、」を削る規定に限る。）の規定は適用せず、改正前の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、なおその効力を有する。

附　則（平成28年４月28日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成29年４月25日公平委員会規則第１号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成30年４月19日公平委員会規則第２号）

この規則は公布の日から施行する。

附　則（平成31年４月16日公平委員会規則第１号）

この規則は公布の日から施行する。

附　則（令和２年４月27日公平委員会規則第１号）

この規則は公布の日から施行する。

附　則（令和３年４月28日公平委員会規則第１号）

この規則は公布の日から施行する。

附　則（令和６年５月９日公平委員会規則第１号）

この規則は公布の日から施行する。

別表（第２条関係）

機　　関		職
組合長の事務部局		事務局長、事務局次長、課長、所長、主幹、課長補佐、所長補佐、副主幹、総務課総務係長
議会の事務部局		事務局長、事務局次長、課長
監査委員の事務部局		事務局長、主幹
教育委員会の事務部局	事務局	部長、部次長、課長
	高等看護学院	副学院長、教務主幹、事務長
	教育研修センター	所長
公平委員会の事務部局		書記

備考

１　この表中左欄に掲げる部局とは、それぞれ十勝圏複合事務組合運営関する条例（昭和44年条例第１号）第６条第１項に規定する部局をいう。

２　公平委員会の事務部局の項中「書記」とは、帯広市公平委員会処務規則（昭和 47 年帯広市公平委員会規則第２号）第７条に規定する上席の書記をいう。